

振動規制法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定に係る告示

平成 24 年 3 月 30 日
豊見城市告示第 31 号

改正 令和 3 年 3 月 18 日豊見城市告示第 23 号

振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく規制地域及び同法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準、振動規制法施行規則（昭和 51 年総理府令第 58 号。以下「府令」という。）別表第 1 の付表の規定に基づく指定区域並びに府令別表第 2 の規定に基づく区域及び時間を次のとおり定め、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

- 1 特定工場等において発生する振動について規制する地域は、第 1 表に掲げる区域とする。
- 2 特定工場等において発生する振動の規制基準は、第 2 表の左欄に掲げる区域の区分に従い、当該右欄に掲げるとおりとする。
- 3 府令別表第 2 の備考の 1 の規定により市長が定める区域は、第 1 表に掲げる区域とし、同備考の 2 の規定により市長が定める時間は、第 2 表の右欄に掲げる昼間及び夜間の区分に従い、それぞれの同欄に掲げる時間とする。

前文（抄）（平成 24 年 3 月 30 日豊見城市告示第 31 号）
平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

前文（抄）（令和 3 年 3 月 18 日豊見城市告示第 23 号）
令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 1 表

| 第 1 種区域 | 第 2 種区域 | 備考 |
|---|-------------------------|---------------|
| 第 1 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種低層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 2 種住居地域 準住居地域 | 近隣商業地域 準工業地域 工業地域 | 図のうち実線で表示した区域 |

| | | |
|-------|--|--|
| 付表の地域 | | |
|-------|--|--|

備考

- この表において、第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域とは、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の規定により定められた地域をいい、臨港地区の分区とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第39条第1項の規定により定められた地区をいう。
- 規制する地域の詳細図面は、豊見城市市民部生活環境課に備え置き、閲覧に供する。

付表

| |
|--|
| 字我那覇、字名嘉地、字田頭、字瀬長、字与根、字伊良波、字座安、字渡橋名、字上田、字渡嘉敷、字翁長、字保栄茂、字高嶺、字平良、字高安、字饒波、字金良、字長堂、字嘉数、字真玉橋及び字根差部の各一部 |
|--|

第2表

| 左欄 | 右欄 | |
|-------|----------------------|-------------------------|
| | 昼間 (午前8時から午後7時まで) | 夜間 (午後7時から翌日の午前8時まで) |
| 第1種区域 | 60 デシベル | 55 デシベル |
| 第2種区域 | 65 デシベル | 60 デシベル |

(備考)

- 左欄の第1種区域及び第2種区域とは、それぞれの第1表に掲げる区域をいう。
- 第1種区域及び第2種区域の区域内に所在する府令別表第1の付表第2号に掲げる施設の敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準値は、右欄に掲げるそれぞれの基準値から5デシベルを減じた値とする。

(図省略)